

山 運 輸 第 8 号 の 2
令 和 8 年 4 月 1 3 日

一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に
当たっての法人タクシー事業の許可等に係る取扱いについて

標記について、東北運輸局自動車交通部長より別添のとおり通知があったので、了
知願います。

東自旅二第21号
令和8年4月7日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に
当たっての法人タクシー事業の許可等に係る取扱いについて

標記について、令和8年3月31日付け国自旅第214号により、物流・自動車局
旅客課長から別紙のとおり通達があったので了知されるとともに、関係団体等に対し
周知を図り、事務処理上遺漏のないように取り計らわれない。

国自旅第20号
令和7年6月2日
国自旅第214号
一部改正 令和8年3月31日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に
当たっての法人タクシー事業の許可等に係る取扱いについて

法人タクシー事業の許可申請等に対しては、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日通達 国自旅第72号。以下「許可等通達」という。)に基づき処理を行うこととなっているが、令和8年2月13日に開催された第11回交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、既に先行トライアルを実施しているバス事業者以外のバス事業者も先行トライアルに参画できることが望ましいとの方針が示されたことを踏まえ、先行トライアルの実施に当たっての許可申請等については、下記のとおり取り扱うこととしたことから、その旨了知されるとともに、バス事業者に対して周知されたい。

記

1. 処理方針について

(1) 許可について

- ① 営業所及び休憩、仮眠又は睡眠のための施設として適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は、当該施設が許可等通達別紙1.(2)及び(6)の各要件に適合するものとする。
- ② バス事業における管理運営体制が整っていて、その体制の下で管理運営を行う限りにおいて、許可等通達別紙1.(9)の各要件に適合するものとする。
- ③ 許可等通達別紙1.(3)の事業用自動車を配置せず先行トライアルを実施する場合には、許可等通達別紙1.(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(10)、(11)、(13)及び(14)①～③については、適用しないものとする。
- ④ 上記①～③以外の項目については、許可等通達1. に準じて審査するものとする。

(2) 事業計画の変更の認可について

- ① (1)①～③に準じて審査するものとする。
- ② 上記①以外の項目については、許可等通達2. に準じて審査するものとする。

2. 許可期間について

1年間とする。

3. 許可等に付する条件

(1)1. (1)又は(2)により許可又は事業計画の変更の認可(以下「許可等」という。)を受けた事業者は、先行トライアルの効果検証に必要なデータ等を国土交通省に対して随時提供することとする。

(2)法人タクシー事業の許可等の後、許可等通達に関する項目に変更が生じる場合は改めて法人タクシー事業の申請を行う旨の条件を付すこと。

(3)その他、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

附則(令和8年3月31日 国自旅第214号)

改正後の通達は、令和8年4月1日から適用するものとする。

(参考)

「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて(令和7年6月2日国自旅第20号)」における許可事業者

・東急バス株式会社

・鹿児島交通株式会社

・種子島・屋久島交通株式会社

・全但バス株式会社

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての法人タクシー事業の許可等に係る取扱いについて
 (令和7年6月2日国自旅第20号) 一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">国自旅第20号 令和7年6月2日 国自旅第214号 令和8年3月31日</p> <p>各地方運輸局 自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局 運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">物流・自動車局旅客課長</p> <p>交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての法人タクシー事業の許可等に係る取扱いについて</p> <p>法人タクシー事業の許可申請等に対しては、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日通達 国自旅第72号。以下「許可等通達」という。）に基づき処理を行うこととなっているが、<u>令和8年2月13日に開催された第11回交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、既に先行トライアルを実施しているバス事業者以外のバス事業者も先行トライアルに参画できることが望ましいとの方針が示されたことを踏まえ、先行トライアルの実施に当たっての許可申請等については、下記のとおり取り扱うこととしたことから、その旨了知されるとともに、バス事業者に対して周知されたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 処理方針について</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第20号 令和7年6月2日</p> <p>各地方運輸局 自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局 運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">物流・自動車局旅客課長</p> <p>交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて</p> <p>法人タクシー事業の許可申請に対しては、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日通達 国自旅第72号。以下、「許可通達」という。）に基づき処理を行うこととなっているが、<u>令和7年4月3日に開催された第10回交通政策審議会陸上分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての許可申請に対しては、下記のとおり取扱うこととしたため、その旨了知されるとともに、対象となる事業者に周知されたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 処理方針について</p>

(1) 許可について

- ① 営業所及び休憩、仮眠又は睡眠のための施設として適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は、当該施設が許可等通達別紙 1. (2) 及び (6) の各要件に適合するものとする。
- ② バス事業における管理運営体制が整っていて、その体制の下で管理運営を行う限りにおいて、許可等通達別紙 1. (9) の各要件に適合するものとする。
- ③ 許可等通達別紙 1. (3) の事業用自動車を配置せず先行トライアルを実施する場合には、許可等通達別紙 1. (3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(10)、(11)、(13) 及び (14) ①～③については、適用しないものとする。
- ④ 上記①～③以外の項目については、許可等通達 1. に準じて審査するものとする。

(2) 事業計画の変更の認可について

- ① (1) ①～③に準じて審査するものとする。
- ② 上記①以外の項目については、許可等通達 2. に準じて審査するものとする。

2. 許可期間について

1年間とする。

3. 許可等に付する条件

- (1) 1. (1) 又は (2) により許可又は事業計画の変更の認可 (以下「許可等」という。)を受けた事業者は、先行トライアルの効果検証に必要なデータ等を国土交通省に対して随時提供することとする。
- (2) 法人タクシー事業の許可等の後、許可等通達に関する項目に変更が生じる場合は改めて法人タクシー事業の申請を行う旨の条件を付すこと。
- (3) その他、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

附則 (令和 8 年 3 月 31 日 国自旅第 214 号)

改正後の通達は、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものとする。

- (1) 営業所及び休憩、仮眠又は睡眠のための施設として適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は、当該施設が許可通達別紙 1. (2) 及び (6) の各要件に適合するものとする。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業における管理運営体制が整っていて、その体制の下で管理運営を行う限りにおいて、許可通達別紙 1. (9) の各要件に適合するものとする。
- (3) 許可通達別紙 1. (3) の事業用自動車を配置せず先行トライアルを実施する場合には、許可通達別紙 1. (3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(10)、(11)、(13) 及び (14) ①～③については、適用しないものとする。
- (4) 上記 (1) ～ (3) 以外の項目については、許可通達に準じて審査するものとする。

(新設)

2. 対象事業者、許可期間について 別紙のとおりとする。

3. 許可に付する条件

- (1) 許可を受けた事業者は、先行トライアルの効果検証に必要なデータ等を国土交通省に対して随時提供することとする。
- (2) 法人タクシー事業の許可後、許可通達に関する項目に変更が生じる場合は改めて法人タクシー事業の申請を行う旨の条件を付すこと。
- (3) その他、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(削除)

(別紙)

対象事業者	許可期間
東急バス株式会社	許可日から1年間
鹿児島交通株式会社	
種子島・屋久島交通株式会社	
全但バス株式会社	